

# 令和2年国勢調査が実施されます

## 国勢調査

2020



・日本に住んでいるすべての人、世帯が対象です

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」が令和2年10月1日現在で実施されます。

「国勢調査」は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

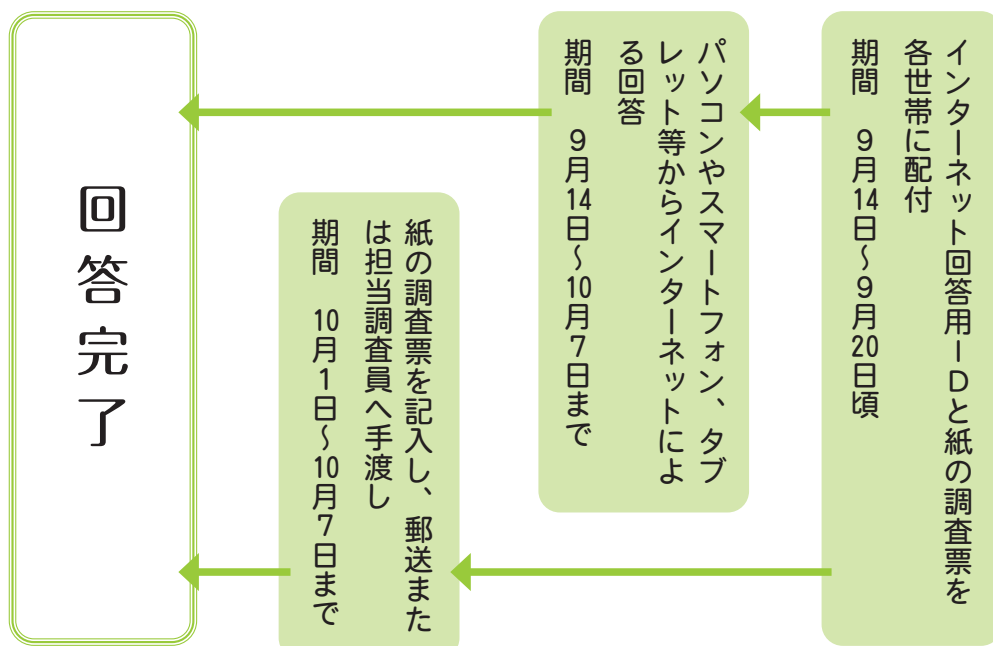
第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たり、実施100年目の節目を迎えます。

国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。

9月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類をお配りしますので、調査実施のご理解とご協力をよろしくお願いします。



## 調査の流れ



### ◆国勢調査Q&A◆

#### Q 国勢調査員はどんな人？

A 国勢調査員は、市町村の推薦にもとづいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。世帯を訪問する際は、「腕章」と「調査員の顔写真入りの国勢調査員証」を着用しています。

#### Q 留守中に調査員が来たら？

A 国勢調査員が「連絡メモ」を郵便受けなどに入れておきます。

#### Q 必ず回答しなければいけないの？

A 統計法で、正確な統計を作成するために調査票に記入して提出する義務（報告義務）が定められています。

#### Q 個人情報を守られるの？

A 統計法により個人情報保護が定められています。国勢調査の調査員には統計法による守秘義務が課せられています。調査票は、外部に漏れないよう厳重に管理します。

### ◆調査の項目◆

#### ① 世帯員に関する事項（15項目）

- ・氏名 ・男女の別
- ・出生の年月 ・世帯主との続柄
- ・配偶の関係 ・国籍
- ・現在の住居における居住期間
- ・5年前の住居の所在地
- ・在学、卒業等教育の状況
- ・就業状態 ・仕事の種類
- ・所属の事業所の名称及び事業の種類
- ・就業上の地位
- ・就業地または通学地
- ・就業地または通学地までの利用交通手段

#### ② 世帯に関する事項（4項目）

- ・世帯の種類 ・世帯員の数
- ・住居の種類 ・住宅の建て方

回答は約10分程度で終了します。  
（ひとり暮らしの方の目安）

国勢調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査に  
くれぐれもご注意ください！

【お問い合わせ】役場総務課総務グループ 電話 33-2111（内線34）